

## 新型コロナウイルスに関する注意喚起（第 67 報）

2020 年 8 月 24 日(月)

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

●PNG 当局は、17 日(月)以降、新規感染確認者数等につき以下の通り発表しています。

17 日(月):10 名

18 日(火):14 名

19 日(水):0名

20 日(木):12 名、死者1名

21 日(金):2名

22 日(土):0名

23 日(日):40 名

→現在の累計感染者数:401 名

→現在の累計死者数:4名

→累計確認者数の各州内訳:

NCD:256 名、セントラル州:6 名、西セピック州:1名、ウェスタン州 126 名、モロベ州:5名、東ハイランド州:1名、南ハイランド州:1名、東ニューブリテン州:2名、ニューアイルランド州:1 名、ブーゲンビル自治州:1名、ミルンベイ州:1名

●PNG 当局は 20 日(木)付(同日から有効)で、新たな規制「No.12 COVID-19 Vaccination, Testing and Trials(新型コロナウイルスのワクチン接種、臨床実験及び試験的導入)」を発表したところ、概要は以下の通りです。詳細はPNG政府特設サイト

(<https://covid19.info.gov.pg/>), 又は当館HP([https://www.png.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.png.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))で確認できますので、邦人の皆様におかれてもご確認をお願いします。

- ・PNG国内では、何人も、新型コロナウイルスのワクチン又は未承認の医薬品を取得することは許されない。
- ・PNG国内では、新型コロナウイルスのワクチンの臨床試験を行ってはならない。
- ・国外でワクチンを接種した者は、「規制 No.2国際渡航」に従い、14 日間の隔離と、PNG 行きフライト搭乗の7日前以降に受けた PCR 検査において陰性でなければならない。
- ・これに従わない者は、「国家パンデミック法」違反とみなされる。

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状(発熱、咳、呼吸困難等)が

ある場合、ホットライン(1800-200)に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

(ご参考)PNG政府特設ウェブサイト:<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

**【問い合わせ先】**

在パプアニューギニア日本国大使館

住所:Godwit Road、Waigani、Port Moresby、NCD、Papua New Guinea

電話: 3211800

国外からは(国番号 675)321-1800

E-mail: [sceoj@pm.mofa.go.jp](mailto:sceoj@pm.mofa.go.jp)

ファックス : 323-0153

国外からは(国番号 675)323-0153

ホームページ:<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>